

いつかより、 今がそのとき…地震の備え③

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による死者が約8割に上りました。自分や家族の命を守るため、そして地震が発生した後も普段通りの生活を送るため、耐震診断を受け、必要があればしっかりと耐震補強をしましょう。

▶耐震診断を受けましょう

昭和56年以前に建てられた建物は、古い耐震基準で建てられているため、耐震性に問題がある可能性が高く危険です。56年以降の建物でも、バランスの悪い建物、地盤が弱い敷地に建てられた建物、壁・基礎にひび割れがある場合は、耐震診断を受けるようにしましょう。

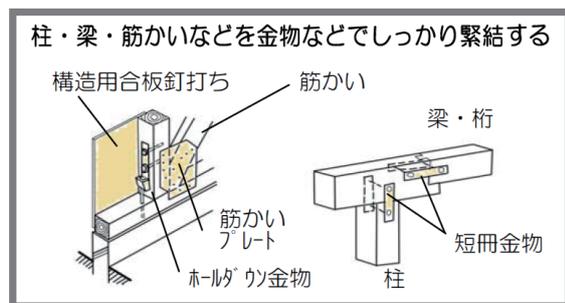
▶必要に応じて耐震補強をしましょう

今回は5つの代表的な耐震補強の方法を紹介します。

1. 接合部の補強

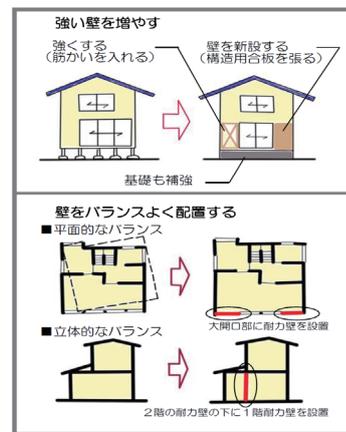
木造住宅は壁・柱・はりが一体となって地震に耐えるようになっています。しかし、柱とはりや土台との接合部分が外れると、軸組としての力がうまく伝わらず、住宅が倒壊・大破することになります。

対策として、柱やはりや金物などでつなぎ合わせる方法や、筋交い（軸組の変形を防ぐために対角線方向に入れる部材）を取り付けて補強する方法などがあります。



2. 壁の補強

壁の少ない面や、筋交いなどが入っていない弱い壁が多い住宅は危険です。対策として、新たに壁を増設したり、既存の壁を強くする方法があります。



3. 屋根の軽量化

地震の揺れを受けると、建物は振り子の様に大きく揺れます。屋根が重いほど揺れが大きくなりますので、対策として軽い屋根に変えて耐震力を高める方法があります。

4. 建物の基礎部分の補強

基礎と土台がしっかりしていないと、大きな地震のときは、土台が基礎を踏み外すなど危険性が高くなります。

対策として、①基礎を免震化し揺れの震度を低減する
②基礎を格子プレートで補強する方法などがあります。

5. その他の対策

経済的な理由などで2～4の方法による改修が難しい場合は、部屋の1室を補強し、家屋が倒壊しても中にいる人の安全を確保する方法があります。寝室・リビングなど人がいる時間が長い部屋を補強しておけば、効果的です。

町では、昭和56年以前に着工された木造住宅の耐震診断・耐震設計を無料で行っていきます。耐震補強についても補助する制度があります。詳しくはまちづくり課計画建築係（☎ 985-4124）までお問い合わせください。